

平成 18 年 2 月 27 日

各 位

株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号

(コード番号：3727 東証マザーズ)

代表者 代表取締役社長 郡山 龍

問合せ先 執行役員 経営企画室室長 杉浦 慶枝

電話番号 03-5286-8436 (経営企画室)

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年2月27日開催の取締役会において、商法第280条/20および第280条/21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成18年3月29日開催予定の当社第21回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、ひいては株主の利益に資するための一助として、「3. 新株予約権発行の要領」に記載のとおり、株主以外の者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役・従業員および当社子会社取締役・従業員に割り当てるものとする。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該時点で未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株の 100 分の 1 に満たない端株については、これを切り捨てる。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、後記(4)に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、上記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 各新株予約権の発行価額
無償にて発行する。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、下記のうちいずれか高い金額とする。

- ① 新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）
東京証券取引所における終値平均
- ② 新株予約権発行日の前日（取引が成立していない場合はその前営業日）の終値
行使価額は、下記に定めた行使価額の調整事由が発生した場合には同様の方式により、調整されるものとする。

当社が株式分割または併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使または新株予約権の行使による場合を除く。）または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}$$

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満は切り上げる。

また、上記の算式における「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準じる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成27年3月29日までとする。

(6) 本新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 本新株予約権を消却することができる事由および消却の条件

- ① 当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなったまたは放棄した本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が当社の取締役会および株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部または一部を無償で消却することができる。
- ③ 当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、取締役会の決議によりこれを無償で消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上